

| | |
|----------------|---------------------------|
| <h1>高知県公報</h1> | 発行 |
| | 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 |
| | 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日) |

目次

| 規 則 | ページ |
|---|-----------|
| ◎高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則 | 1 |
| 告 示 | |
| ○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 | (福祉指導課) 1 |
| ○種畜証明書の交付の通報 | (畜産振興課) 2 |
| ○国土調査の指定 | (用地対策課) 2 |
| ○道路の区域変更 | (道 路 課) 2 |
| ○道路の供用開始 | (") 2 |
| 公 告 | |
| ○建設業法に基づく処分 | (建設管理課) 3 |
| 高知県公営企業局管理規程 | |
| ◎高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程 | 3 |

規 則

高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年8月6日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第42号

高知県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

高知県訓練手当支給規則（昭和50年高知県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第10号中「者であつて、」を削り、「ものうち」を「者のうち」に、「申込みをしたもの」を「申込みをした者」に改め、同条第4項ただし書中「第2条第2項第1号から第8号の3まで」を「第2条第2項第1号から第8号の4まで」に改める。

附則第3項中「第2条第1項第13号」を「第2条第1項第14号」に、「平成20年6月30日」を「平成30年6月30日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第512号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成25年8月6日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 指 定 年 月 日
かにたに 歯 科 南国市大埔甲765番地1 平25・7・1

高知県告示第513号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成25年8月6日

高知県知事 尾崎 正直

| 種畜証明書番号 | 検査年月日 | 名前 (登録・登記番号) | 家畜の種類 | 品種 | 生年月日 | 検査成績 | 飼養者の住所及び氏名 |
|-------------|---------|-----------------|-------|------|---------|------|--------------------|
| 11247027324 | 平25・6・3 | 藤土佐 (全和褐227) | 牛 | 褐毛和種 | 平22・6・1 | 1級 | 高岡郡佐川町 高知県畜産試験場 |

高知県告示第514号

安芸郡馬路村における地籍調査について、国土調査法（昭和26年法律180号）第6条第3項の規定により国土調査として指定したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成25年8月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 指定年月日
平成25年8月6日
- 調査を行う者の名称
馬路村
- 調査地域
安芸郡馬路村馬路の一部
- 調査期間
平成25年8月8日から平成26年3月31日まで

高知県告示第515号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年8月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 安居公園
- 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|---|--------|-----------------|---------------|
| 吾川郡仁淀川町宮ヶ平字宮ノ成389番1から 吾川郡仁淀川町宮ヶ平字宮ノ成160番まで | 前 | 5.2 } 8.0 | 118 |
| | 後 | 7.4 } 16.7 | |

高知県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年8月6日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年8月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 高知東インター

3 道路の区域

| | | |
|---|--------------|-----------|
| 供用開始区間 | 延長 (メートル) | 供用開始年月日 |
| 南国市稲生字丸山ノ前2505番1地先から 南国市伊達野字西山添652番1まで | 1, 065 | 平成25年8月6日 |

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づく処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成25年8月6日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 処分をした年月日
平成25年7月22日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号
大家建材株式会社
代表取締役 大家 浩資
高知市大川筋一丁目7番18号
高知県知事許可（般）第1362号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく建設業の営業の停止
(1) 停止を命ずる営業の範囲
内装仕上工事に関する営業（注文者から内装仕上工事を請け負う営業をいう。）のうち、民間工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事以外の建設工事をいう。）に係るもの
(2) 営業の停止の期間
平成25年8月6日から同月8日までの3日間
- 4 処分の原因となった事実
大家建材株式会社の元代表取締役は、平成21年12月2日に高知市で発生した、同社が内装工事を下請けとして請け負っていた建築中のマンションから出火し、作業員1名が死亡した火災事件について、平成25年3月5日付けで高知地方裁判所から業

務上失火及び業務上過失致死の罪により禁錮1年執行猶予3年の判決を受け、同月16日にその刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当する。

公 営 企 業 局 管 理 規 程

高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年8月6日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第9号

高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局病院事業に従事する企業職員被服貸与規程（平成19年高知県公営企業局管理規程第27号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

| | | | |
|-------------------|---------|-----|----|
| あき総合病院の精神科に勤務する職員 | 看護上衣（夏） | 2着 | 2年 |
| | 看護上衣（冬） | 2着 | 2年 |
| | ズボン | 4着 | 3年 |
| | 靴下 | 40足 | 1年 |
| | 看護靴 | 2足 | 1年 |
| | 作業上衣 | 1着 | 3年 |

」

を

「

| | | | |
|-------------------|---------|-----|----|
| あき総合病院の精神科に勤務する職員 | 予防衣 | 2着 | 2年 |
| | 看護上衣（夏） | 2着 | 2年 |
| | 看護上衣（冬） | 2着 | 2年 |
| | ズボン | 4着 | 3年 |
| | 靴下 | 40足 | 1年 |
| | 看護靴 | 2足 | 1年 |

」

に改める。

附 則

この規程は、平成25年8月6日から施行する。